



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成17年12月20日

住 所 帯広市西24条北4丁目5番地の4

氏 名 株式会社 北海道エコシス
代表取締役 近藤 誠勝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成17年12月20日	許可番号	十環生第1044-10号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第3号（汚泥の焼却施設）、第5号（廃油の焼却施設）、第8号（廃プラスチック類の焼却施設）、第13号の2（産業廃棄物の焼却施設） 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、感染性産業廃棄物		
設置場所	帯広市西20条北5丁目8番1、8番2		
処理能力	施行令第7条第3号（汚泥の焼却施設） 10.08t/日（24時間）、0.42t/時 施行令第7条第5号（廃油の焼却施設） 10.56t/日（24時間）、0.44t/時 施行令第7条第8号（廃プラスチック類の焼却施設） 6.336t/日（24時間）、0.264t/時 施行令第7条第13号の2（産業廃棄物の焼却施設） 14.184t/日（24時間）、0.591t/時		
許可の条件	※※※※※※※※※※※※※※※※		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ☐ 無 ☒		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。		

（十勝支庁地域政策部環境生活課廃棄物対策係）